

新潟市新津美術館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6年10月 10 日

新潟市長 中原 八一

新潟市規則第 59 号

新潟市新津美術館条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市新津美術館条例施行規則（平成 17 年新潟市規則第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条中「別表 3（1）備考 4」を「別表 3（1）備考 3」に、「同表 3（4）備考 2」を「同表 3（4）備考 4」に改める。

別表第 3 のうち 3 の表を次のように改める。

3 レクチャールーム備品の使用料

区分	単位	使用料の額
視聴覚機器設備一式	午前（午前 10 時から正午まで）	1, 000 円
	午後（午後 1 時から午後 5 時まで）	2, 000 円
	追加（1 時間につき）	500 円

備考

- 1 午前及び午後の単位に定める利用時間を継続して利用する場合の使用料の額は、午前及び午後の単位に定める使用料の額の合計額とする。
- 2 利用時間が表に定める利用時間に満たない場合でも時間割計算は行わない。
- 3 表に定める利用時間以外の時間に利用する場合（備考 1 に規定する場合を除く。）における使用料の額は、1 時間につき、追加の単位に定める使用料の額とする。この場合において、その利用時間に 1 時間に満たない端数があるときは、これを 1 時間に切り上げる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の新潟市新津美術館条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定に基づく使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新規則の規定の例により行うことができる。

(適用区分)

- 3 施行日前に、施行日以後のレクチャールーム備品の利用につき、当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、新規則に規定する額とする。